令和４年１１月２０日開催

自治会・町内会まるごとミーティング
活動レポート

作成：守谷市役所　市民協働推進課

挨　拶

守谷市自治会連絡協議会　柴田　哲二　会長

　皆様、こんにちは。本日は「仲間」の皆様に集まっていただき、ありがとうございます。
　日頃、地域では会員の皆様からのご要望を受ける立場でいらっしゃると思いますが、今日は徳田先生のご指導の下、好きなことをどんどん話していただければと思います。
　簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

守谷市長　松丸　修久

　本日は、日曜日のお忙しい中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。
　守谷市も市制施行２０周年を迎え、皆様のご協力によりまして、これまで順調に発展を続けております。
　他市町村の首長の方々から「守谷の街並みは本当にきれいだ」と評価をいただいておりますが、これも、常日頃から道路沿いの植樹桝の草刈りや花植え等にご尽力されている地域の皆様の活動一つ一つがつながっている結果だと思います。あらためまして感謝申し上げます。
　今回のミーティングを通じて、それぞれの自治会・町内会の課題を共有していただき、課題解決につなげていただきますと共に、守谷市の発展のために、皆様のご支援を賜りますことを切にお願いいたします。

表　彰

【区長永年勤続表彰（区長10年勤続）】

海老原　昇一　奥山本田 区長

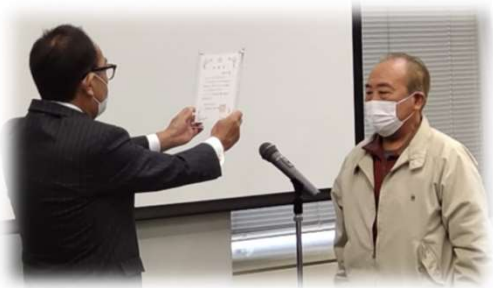

川﨑　仁　上町 区長

有原　勉　栄町 区長

【茨城県自治会連合会顕彰（守谷市自治会連絡協議会の役員が対象）】

≪表彰（区長10年勤続）≫

川﨑　仁　上町区長

≪感謝状（区長7年以上勤続）≫

柴田　哲二　下新田 区長

まるごとミーティング本編

ファシリテーター 徳田先生のご指導の下、「防災」をテーマに、６人一組のグループに分かれ、「クロスロード・ゲーム」という形式で意見を交わしました。

【クロスロード・ゲーム】

「クロスロード」とは、「岐路」・「分かれ道」のことで、「クロスロード・ゲーム」は災害時の様々な場面を想定し、二者択一の選択をすることにより、とっさの対応や状況判断についてゲーム形式で話し合うものです。

ファシリテーター　徳田　太郎 先生

（NPO法人日本ファシリテーション協会フェロー）

今回のミーティングの進行役をお務めいただきました。

問題１

もしあなたが市役所の職員であった場合、地震発生から２４時間経過後、全壊状態で立ち入り禁止の庁舎内にしか災害対応に必要な書類が無かった場合、取りに行くか？

YES　or　NO

【解説】倒壊している建物に侵入することは危険を伴う上、立ち入り禁止に指定されている以上、規律違反となる可能性があります。しかし、その書類が無ければ職員として災害対応に当たれません。あなたならどのように行動しますか？

問題２

災害弱者対策として、市役所の福祉課に保存されている要支援者のリストを、自主防災組織の役員やボランティアに提供すべきだという意見に賛成する。

YES　or　NO

【解説】災害弱者対策として要支援者のリストは不可欠です。しかし、個人情報を含むので、通常は災害対策本部となる市役所等、必要最低限の関係機関にのみ保管されるケースが多いようです。しかし、有事に備え、地域で活動する皆さんも保持すべきという意見も聞かれます。あなたならどのように考えますか？

問題３

阪神淡路大震災の際は、建物の下敷きになった人の９割が近隣の住民に助けられた事例がある。建物の耐震強化よりも、地域の絆づくりの方が重要である。

YES or NO

【解説】災害時にはお隣やご近所に住む方々との助け合い（互助）が重要と言われています。しかし、プライバシー尊重の風潮や、自治会・町内会の加入率が低下する等、地域コミュニティが希薄化している現代では、建物自体を強化する事によるハード面の防災を進めるべきであるという考え方もあるようです。あなたはどちらを重視しますか？

意見交換

上記３問の考察を行うとともに、各自治会・町内会における防災の備えや行動について、各グループで話し合いを行いました。

徳田先生講評

◆地域づくりはクロスロード・ゲームと同じで、正解がありません。相手の考えを否定・非難するのではなく、視点や立場が違えば別の考え方があるということを受け入れて、解決策をみんなで考え、最適解を作っていくことが重要です。

◆災害でも「地震」と「水害」では、予兆の有無、事前の回避行動、発生後の被害の変化等、様々な面で違いがあります。災害の種類に応じて、それぞれ対策や被災後の行動は変わってきます。

◆本日のミーティングをきっかけに、地域の中あるいは地域を超えて話し合いをする機会を設けてもらえると良いと思います。

広報紙発行・文書配布の変更について

秘書課長から、来年度から「広報もりや」の発行を月２回から１回に変更する旨が説明された。また、市民協働推進課長より、広報もりやの発行回数に合わせ、文書配布回数も月２回から１回に変更されるが、区長の負担が増加している現状を踏まえ、区長業務委託料については減額しない旨が説明された。